

医危第 79 号
令和 2 年 8 月 20 日

公益社団法人神奈川県病院協会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来等医療機関への
受診手段について (通知)

日ごろから本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力を
いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、各市保健所において、疑い患者や濃厚接触者など診断が確定していな
い患者の受診調整の際に、自家用車で受診が出来ない場合、公共交通機関を利
用しないよう保健所職員の搬送や民間救急車の調整を行い受診手段を確保して
いる現状です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の患者の増加に伴い濃厚接触者数の増
加、また濃厚接触者全てに検査を実施するため、受診手段の調整が困難となっ
ております。

令和 2 年 3 月 10 日付け、内閣衆質二〇一第九一号 別紙答弁書「衆議院議員
初鹿明博君提出新型コロナウイルスの検査に公共交通機関を利用しないで行く
ことに関する質問に対する答弁書」によると、「公共交通機関」を利用する場
合であっても、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため、マスクの着
用を始めとし、出来る限りの対応をとっていただく必要があると考えている。」
と記載されています。

このことから、受診手段の確保が困難な場合は、なるべく混雑を避けてマス
ク着用の上、公共交通機関の利用が可能であることをご承知おきくださいます
ようお願いいたします。

つきましては、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会長あて別途通知していることを申し添え
ます。

【添付資料】

- ・ 令和 2 年 3 月 10 日 内閣衆質二〇一第九一号 内閣総理大臣 安倍 晋三
別紙答弁書「衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルスの検査に公共

交通機関を利用しないで行くことに関する質問に対する答弁書」

問合せ先

感染症対策グループ 小野・村岡

電 話 045-210-4791

ファクシミリ 045-633-3770

令和二年三月十日受領
答弁第九一号

内閣衆質二〇一第九一号

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルスの検査に公共交通機関を利用しないで行くことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルスの検査に公共交通機関を利用しないで行くことに関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「指示」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省が作成した「新型コロナウイルスを防ぐには」（以下「リーフレット」という。）において、「帰国者・接触者外来」について、「マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください」とされているところ、この記載については、「公共交通機関」を利用する他の利用者への感染を予防するために必要な行動を求めるものであるが、「公共交通機関」を利用する場合であっても、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため、マスクの着用を始めとして、できる限りの対応をとっていただく必要があると考えている。

また、救急車の利用については、検査のみを目的とする利用は想定していないが、その必要性が状況により異なるものであり、一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘のタクシーについては、御指摘の「公共交通機関」に含まれる。

四について

御指摘の「医療機関でも検査が出来る」の意味するところが必ずしも明らかではないが、リーフレットにおいて「センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介」することとされているところ、「帰国者・接触者外来」については、全国で八百箇所以上設置されており、保健所等と連携して、必要な検査を行っている。引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制の整備に努めてまいりたい。